

(当社第194回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報)

第194期

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

<事業報告>

会社の支配に関する基本方針

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

<計算書類>

株主資本等変動計算書

個別注記表

古河電気工業株式会社

【目 次】

当社第194回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

<事業報告>

会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・・・1～2ページ

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・3ページ

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～11ページ

<計算書類>

株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・12ページ

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～17ページ

1ページから17ページに表示しております事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」にかかる情報は、法令および当社定款第34条に基づき、平成28年6月3日から、平成28年6月27日の当社第194回定時株主総会の日より3ヶ月を経過する日までの間、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.furukawa.co.jp/>) に掲載いたします。

〈事業報告〉

会社の支配に関する基本方針

〔1〕 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じることがどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

〔2〕 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記〔1〕の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念としております。当社グループの事業領域は、「情報通信」、「エネルギー・産業機械」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」など多岐にわたっておりますが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものです。その事業創造の過程で当社グループは、独自の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてきました。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めております。

以上の方針を事業へ展開していくにあたり、当社では、2015年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015 - Group Global Growth -」を策定し、新興国を中心とした電力・通信といったインフラ市場の旺盛な需要への対応、自動車関連分野におけるアジアを中心とした製造・販売体制の構築のほか、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善に取り組んでおります。

〔3〕 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、買収防衛策を更新してきております。現在の買収防衛策は平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認をいただき、更新されたものです。（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後のみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、前述のとおり、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

3) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・松尾邦弘（弁護士、元検事総長）
- ・工藤 正（中央不動産(株) 特別顧問、当社社外監査役）
- ・釜 和明（㈱IHI 代表取締役会長）

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は、取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

(ご参考)

上記は、当期末時点での当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）および同方針に基づく取組み（当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）を含みます。）の内容です。買収防衛策の有効期限は、平成28年6月27日開催予定の定時株主総会の終結時としておりましたが、当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、同総会終結時をもって、買収防衛策の非更新および基本方針の廃止を決議しております。

以 上

〈連結計算書類〉

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,395	21,467	83,265	△278	173,849
当期変動額					
剰余金の配当			△2,118		△2,118
親会社株主に帰属する当期純利益			10,007		10,007
連結子会社の増加に伴う増加高			243		243
連結子会社の増加に伴う減少高			△994		△994
持分法適用会社の減少に伴う減少高			△90		△90
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	7,047	△1	7,045
当期末残高	69,395	21,466	90,313	△280	180,894

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	21,590	516	△9,293	4,078	16,892	24,001	214,743
当期変動額							
剰余金の配当							△2,118
親会社株主に帰属する当期純利益							10,007
連結子会社の増加に伴う増加高							243
連結子会社の増加に伴う減少高							△994
持分法適用会社の減少に伴う減少高							△90
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,520	△1,907	△4,624	△10,571	△24,624	1,422	△23,201
当期変動額合計	△7,520	△1,907	△4,624	△10,571	△24,624	1,422	△16,155
当期末残高	14,070	△1,391	△13,917	△6,492	△7,731	25,424	198,587

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 102社

主要な連結子会社の名称

古河A S(株)、東京特殊電線(株)、古河電池(株)、FCM(株)、OFS Fitel,LLC等。

東特(浙江)有限公司、FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINES INC.はそれぞれ重要性が増したため、また、Furukawa Industrial Optoeletrônica Ltda.は持分の取得により、連結の範囲に含めております。Engenharia de Sistemas e Solucoes Ltda.は売却により連結の範囲から除外しております。OFS Fitel Singapore Pte.Ltd.は清算により連結の範囲から除外しております。

2. 非連結子会社

Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.等。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産・売上高・損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

II. 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用会社の数 13社

主要な持分法適用会社の名称

(株)UACJ、(株)ビスキャス、原子燃料工業(株)等。

上海日光銅業有限公司は、持分の売却により持分法適用の範囲から除外しております。

2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

雲南銅業古河電気有限公司等。

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、その損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

III. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券……………主に償却原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法により償却しております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 繰延資産の処理方法
- (1) 株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。
 - (2) 社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
6. 重要な引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。
 - (3) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
 - (4) 訴訟等損失引当金……………訴訟等に対する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
 - (5) 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - 金利スワップ……………借入金
 - 通貨スワップ……………借入金
 - 為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
 - 地金先物取引……………原材料、仕掛品
 - (3) ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価しております。

- 8. 退職給付に係る負債の計上基準……………従業員退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 9. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用しております。
- 10. のれんの償却に関する事項 ……………のれんはその効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却することとしております。ただし金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しております。
- 11. 連結納税制度の適用 ……………連結納税制度を適用しております。

IV. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,774百万円
土地	1,877百万円
投資有価証券	624百万円
合計	4,277百万円

担保付債務は以下のとおりであります。

短期借入金	1,835百万円
流動負債その他	533百万円
長期借入金	855百万円
合計	3,223百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務 22,023百万円

(2) 債権流動化に伴う買戻し義務 4,378百万円

(3) その他

① 自動車用ワイヤーハーネス・カルテルによる競争法違反に関連して、米国およびカナダにおいて当局が捜査対象とする一連の自動車用部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟が提起されており、当社および当社連結子会社が自動車用ワイヤーハーネスその他一部の自動車用部品カルテルにかかる訴訟において被告となっております。そのほか、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っております。

このうち主要な顧客に関しては、協議を進めてきた結果、損害賠償金を当連結会計年度に計上しております。また米国およびカナダの集団訴訟に関しては、現時点で入手可能な情報に基づいて合理的に見積りが可能な部分について、訴訟等損失引当金繰入額を当連結会計年度に計上しております。

② 当社連結子会社が製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行われており、当社および当社連結子会社が部品の販売先から費用の一部の分担に関して協力を要請され、交渉状況等に鑑み、現時点で合理的な見積りが可能な金額を製品補償引当金として計上しております。今後の交渉状況等によっては当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であります。

【連結損益計算書に関する注記】

過年度法人税等は、海外連結子会社において、移転価格税制に基づく更生処分の通知に基づいた追徴税額を計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	706,669	—	—	706,669
合計	706,669	—	—	706,669
自己株式				
普通株式	615	7	—	622
合計	615	7	—	622

普通株式の自己株式の株式数の増減は、単元未満株式の買取請求による取得（3,929株）及び山崎金属産業(株)の保有する自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加（3,284株）によります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,824	利益剰余金	4.00	平成28年3月31日	平成28年6月28日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本割れのない安全な運用を行うことを基本とし、銀行等金融機関からの借入や社債発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引については投機目的では行わないものとしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち長期借入金の一部は、金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内関連規程に従って行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	52,504	52,504	—
(2) 受取手形及び売掛金	187,028	187,028	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	114	118	4
② その他有価証券	34,667	34,667	—
③ 非連結子会社及び関連会社株式	57,762	37,784	△19,977
資産計	332,077	312,104	△19,972
(1) 支払手形及び買掛金	(100,398)	(100,398)	—
(2) 短期借入金	(113,081)	(113,081)	—
(3) 社債	(30,000)	(30,209)	△209
(4) 長期借入金	(114,764)	(116,750)	△1,986
負債計	(358,243)	(360,439)	△2,195
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	208	208	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(1,534)	(1,534)	—
デリバティブ取引計	(1,326)	(1,326)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」②参照)、円貨建売掛金とみて当該帳簿価額を以って時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価の算定は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。一部の買掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」②参照)、円貨建買掛金とみて当該帳簿価額を以って時価としております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価の算定は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	2,170	—	55	55
	日本円	27	—	△0	△0
	その他	162	—	△0	△0
	買建				
	米ドル	3,653	173	119	119
日本円	245	—	△1	△1	
その他	908	—	△14	△14	
合計		7,168	173	158	158

商品関連 (時価の算定方法は、商品先物相場を使用しております。)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引	先物取引				
	売建	7,081	—	7	7
	買建	4,497	1,034	42	42
合計		11,578	1,034	50	50

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的 処理方法	為替予約取引 売建					先物為替相場によ っております。
	米ドル	売掛金 (予定取引)	3,098	—	174	
	ユーロ	売掛金 (予定取引)	97	—	△0	
	その他	売掛金 (予定取引)	39	—	1	
	買建					
	米ドル	買掛金 (予定取引)	15,442	—	△1,003	
	ユーロ	買掛金 (予定取引)	12	—	△0	
	その他	買掛金 (予定取引)	2,478	—	△42	
為替予約等 の振当処理	為替予約取引 売建					(*1)
	米ドル	売掛金	6,441	—		
	その他	売掛金	811	—		
	買建					
	米ドル	買掛金	320	—		
	その他	買掛金	11	—		
	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払円	長期借入金	10,478	10,478		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	2,099	933	(*2)	
	支払固定・受取変動	長期借入金	83,621	63,471		
	受取変動・支払変動	長期借入金	—	—		
原則的 処理方法	地金先物取引 売建	原材料、仕掛品	1,302	—	△184	地金先物相場によ っております。
	買建	原材料、仕掛品	9,454	204	△480	
	合計		135,711	75,087	△1,534	

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金等と一体として処理されるため、その時価は、当該売掛金及び当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記「資産」(2)及び「負債」(1)参照)。

(*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記「負債」(4)参照)。

(注2) 非上場株式(非連結子会社及び関連会社株式を含む)(連結貸借対照表計上額16,500百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」及び「(3)有価証券及び投資有価証券 ③非連結子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	245円26銭
2. 1株当たり当期純利益	14円17銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(追加情報)

法人税率等の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更に伴う影響額は軽微であります。

〈計算書類〉

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	69,395	21,467	21,467	423	24,542	24,966	△243	115,584	
当期変動額									
剰余金の配当					△2,118	△2,118		△2,118	
利益準備金の積立				211	△211	—		—	
当期純利益					△5,527	△5,527		△5,527	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	211	△7,857	△7,646	△0	△7,646	
当期末残高	69,395	21,467	21,467	635	16,684	17,319	△244	107,937	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,778	△119	18,658	134,243
当期変動額				
剰余金の配当				△2,118
利益準備金の積立				—
当期純利益				△5,527
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,806	126	△6,680	△6,680
当期変動額合計	△6,806	126	△6,680	△14,327
当期末残高	11,971	6	11,977	119,915

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的債券……………償却原価法
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産除く）
定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産除く）
定額法
 - (3) 長期前払費用
均等償却
 - (4) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
 - (3) 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。
 - (4) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
 - (5) 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
 - (6) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。

7. 収益の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ア.当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

イ.その他の工事

工事完成基準

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ……………借入金

通貨スワップ……………借入金

為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等

地金先物取引……………原材料

(3) ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用しております。

10. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

【個別計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更】

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	292,550百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	109,483百万円
長期金銭債権	38百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	48,646百万円
長期金銭債務	0百万円
4. 退職給付債務	
a.退職給付債務	△62,667百万円
b.年金資産	41,319百万円
c.未積立退職給付債務 (a + b)	△21,347百万円
d.未認識数理計算上の差異	9,486百万円
e.前払年金費用	3,868百万円
f.退職給付引当金 (c + d - e)	△15,729百万円
5. 偶発債務	
(1) 保証債務	53,219百万円
(うち当社負担分)	48,976百万円)
(2) 債権流動化に伴う買戻し義務	4,411百万円
(3) その他	
① 自動車用ワイヤーハーネス・カルテルによる競争法違反に関連して、米国およびカナダにおいて当局が捜査対象とする一連の自動車用部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟が提起されており、当社が自動車用ワイヤーハーネスその他一部の自動車用部品カルテルにかかる訴訟において被告となっております。そのほか、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っております。	
② 当社連結子会社が製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車について市場回収措置(リコール)が行われており、これを販売した当社が部品の販売先などから費用の一部の分担に関して協力を要請されております。	

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高の総額	
関係会社に対する売上高	144,969百万円
関係会社からの仕入高等	217,003百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	6,384百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	458,728株	3,929株	一株	462,657株

(注) 当期における増減は、単元未満株式の買取請求による取得 (3,929株) によります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	827百万円
関係会社事業損失引当金損金算入限度超過額	4,583百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,211百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	7,175百万円
関係会社株式評価損	17,109百万円
固定資産の減損損失	367百万円
税務上の繰越欠損金	36,924百万円
その他	7,841百万円
繰延税金資産小計	76,040百万円
評価性引当額	△64,748百万円
繰延税金資産合計	11,292百万円

2. 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,283百万円
その他	△2,509百万円
繰延税金負債合計	△7,793百万円
繰延税金資産（負債）の純額	3,499百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している資産として、OA機器、試験測定装置等があります。

【関連当事者との取引】

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	古河A S(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、 当社が同社製品を販売	製品の購入	95,660	買掛金	9,911
	古河マグネットワイヤ(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、 当社が同社製品を販売	製品の購入	40,805	買掛金	7,543
	古河産業(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	29,543	売掛金	10,134
	古河電工産業電線(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、 当社が同社製品を販売	製品の販売	11,559	売掛金	4,136
	古河エレコム(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	12,410	売掛金	5,330
	瀋陽古河電纜有限公司(中国)	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造	債務保証	10,624	—	—
	古河銅箔股份有限公司(台湾)	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造	債務保証	3,631	—	—
	台日古河銅箔股份有限公司(台湾)	(所有) 直接 66.7	債務保証	債務保証	4,669	—	—
	OFS Fitel, LLC (米国)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給	債務保証	4,809	—	—
	American Furukawa, Inc. (米国)	(所有) 直接 70.0	当社製品の販売	債務保証	5,933	—	—
	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)	(所有) 直接 99.3	当社及び国内関係会社の 貸付等の財務支援及びフ ァクタリング	ファクタリング 取引 グループファイ ナンス取引 債務保証	45,916 41,590 5,343	買掛金 短期貸付金 —	15,960 41,590 —
関連会社	(株)ビスキャス	(所有) 直接 50.0	当社より原材料を供給	債務保証	10,061	—	—

(注) 1. 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 169円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 7円83銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(追加情報)

法人税率等の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更に伴う影響額は軽微であります。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した植物
油インキを使用してい
ます。